

和歌山県新規就農者育成総合対策事業（就農準備資金）研修機関認定要領

第1 趣旨

この要領は、和歌山県農業の担い手となりうる青年農業者の育成のため和歌山県新規就農者育成総合対策事業（就農準備資金）実施要綱（以下、実施要綱という。）に掲げる研修機関の認定に当たり必要な事項を定める。

第2 認定対象

研修機関等の認定対象とする研修は市町村、協議会、農業協同組合及び先進農家・先進農業法人等が実施する研修とする。

第3 認定基準

研修機関等の認定基準は、別記研修機関等の認定基準のとおりとする。

第4 研修機関の認定申請

認定を受けようとする研修機関は、研修機関認定申請書（別記第1号様式）を作成し、研修計画を添付し知事に提出しなければならない。

第5 研修計画の策定

研修機関は、研修計画（市町村、協議会等は別記第2-1号様式、先進農家・先進農業法人は別記第2-2号様式）を策定する。

また、研修計画を変更（軽微な変更を除く）しようとする場合、変更認定申請書（別記第1号様式）に変更研修計画書（別記第2-1号又は別記第2-2号様式）を添えて知事の承認を受けなければならない。

第6 研修機関の認定

- 1 知事は、第4の申請書の提出があった場合は、別記研修機関等の認定基準に照らして審査し、基準を満たし適切であると判断した場合は認定し、認定通知書（別記第3号様式）によりその旨を通知するものとする。なお、認定しない場合もその旨を通知するものとする。
- 2 審査は、書類審査及び必要に応じて現地調査により行うものとする。

第7 認定期間及び研修計画の有効期間

先進農家・先進農業法人に係る第6の1の認定の期間は、認定の日から2年間とする。ただし、認定期間内において実施要綱第5の規定により承認された当該研修機関における研修計画は有効とする。

第8 取消し

知事は、別記研修機関等の認定基準のいずれかに該当しなくなった場合又は研修機関として適切でないと判断した場合、事業の遂行に支障がないことを確認の上、当該研修機関の認定を取り消すものとする。

第9 公表

知事は、認定を受けた研修機関の研修内容に関する情報を必要に応じ公表し、和歌山県における新規就農者の確保に向けた取組に活用するものとする。

第10 書類の経由

この要領に基づき提出する書類は、研修機関の認定を受けようとする団体等の住所地を管轄する振興局長を経由しなければならない。

附 則

この要領は、令和4年4月25日から施行し、令和4年度の研修受入開始から適用する。この通知の適用前から認定されている研修機関については、なお従前の例による。ただし、その認定内容に変更がある場合は、この要領第5の規定に基づく変更認定申請をするものとする。

附 則

この要領は、令和4年9月30日から施行する。ただし、この通知の適用前から認定されている研修機関については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和5年4月14日から施行する。ただし、この通知の適用前から認定されている研修機関については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。ただし、この通知の適用前から認定されている研修機関については、なお従前の例による。

(別記)

研修機関等の認定基準

- 1 研修を着実に実施し、交付対象者が円滑に就農できるよう、関係機関や関係団体等と連携し適切な指導・助言を行うことができること
- 2 次世代を担う農業者となることについて強い意欲を有している就農希望者の就農意欲やニーズに応えることができる以下の研修実施体制、研修カリキュラム等が整備されていること
 - (1) 研修実施体制
 - ① 定款、規約・設置要領等へ研修について明記していること（法人化されていない農業経営体においては、②の研修のスケジュール及びカリキュラムを整備していることで可とする。）
 - ② 研修をマネジメントする機能及びその人材等を有しており、年間・月間スケジュール及び実践的な研修カリキュラムが整備されていること
 - ③ 研修を実施する上で必要な講師や指導者を確保しており、また、必要な施設・機械等を備えていること（派遣研修先を含む）
 - (2) 研修期間
概ね1年以上かつ概ね年間1,200時間以上であること。ただし、原則1日8時間を超えないこと。また、一定の休憩時間（研修時間が6時間を超えれば45分以上、8時間を超えれば1時間以上の休憩を研修時間の途中に与えること）及び休日（毎週1日以上又は4週間を通じて4日以上の日を与えること）を確保すること
 - (3) 研修内容
就農に必要な技術や知識を習得させるため、以下の研修内容が総合的かつ体系的に設定されていること
 - ① 栽培管理等の生産技術・知識に関する研修
 - ② 農業機械・機器・施設の操作方法・整備・安全対策に関する研修
 - ③ 販売や流通・マーケティングの知識、帳簿や財務諸表の作成、労務管理等の農業経営に関する研修
- 3 研修生の健康管理、事故防止に十分配慮できること
- 4 研修生の研修実施状況について適切な評価ができること
- 5 新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知）に基づき交付主体及び交付対象者が行う手続き等に協力すること。また、新規就農者育成総合対策実施要綱別記6の第3の2の（1）のオの新規就農支援ポータルサイトに登録を行うこと
- 6 研修終了後1年以内に就農を実現させるよう務めること
また、就農までの期間、経営初期の不安定な時期を脱するまでの期間、必要に応じて研修修了者に営農全般のフォローアップを継続すること
- 7 先進農家・先進農業法人にあつては、研修責任者の農業経営経験が5年を経過していること、かつ同一期間内に受け入れる研修生の人数は3人以内であること
- 8 和歌山県農業次世代人材投資事業等研修機関認定要領に基づき認定した認定機関等については、1から7の基準を全て満たしたものと見なす。